

平成 2 9 年度



沼津市事業所等  
太陽光発電システム設置費補助金

平成 3 0 年 1 月改訂

沼津市 環境政策課 環境企画係

問い合わせ先

受付時間：8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

〒410-8601 沼津市御幸町16-1

TEL：055-934-4741／FAX：055-934-3045

Mail：kankyo@city.numazu.lg.jp

<目次>

1. 補助の目的	3
2. 申請の期間	3
3. 補助の対象	4
4. 補助の要件	4
5. 補助対象者	4
6. 補助金額	4
7. 申請の手続き	
(1) 申請書の提出	4
(2) 交付決定	5
(3) 工事の着手	5
(4) 工事の完了・実績報告	6
(5) 補助金交付額の確定	6
(6) 補助金の請求・支払い	6
8. 取得財産の管理・処分	6
9. 補助事業完了後の市への協力	6

## 1. 補助の目的

太陽光エネルギーの利用促進及び二酸化炭素排出量の削減を図るため、太陽光発電システムを設置する事業所、自治会集会所及び共同住宅に対する本補助事業を実施します。

## 2. 申請の期間

**平成 29 年 4 月 3 日（月）から平成 30 年 3 月 30 日（金）まで**

**※ただし、平成 30 年 3 月 30 日（金）までに、工事を完了して完了報告を行い、すみやかに請求書を提出できる場合に限りです。**

**※3月中に申請を予定している方は、必ず事前にご相談ください。**

※提出書類の不備等により、申請の受付及び交付決定が遅れることがありますので、工事の契約が決定した場合は、速やかに申請してください。

時期	申請者		沼津市
<b>&lt;申請期間&gt;</b> ・平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 30 日	①申請書等提出	➡	②申請書等受理
			③審査 (受理から 2～3 週間で決定) ※時期や混み具合により前後しますので、ご了承ください。
	⑥決定通知書受領	←	④交付決定 ⑤決定通知書送付
交付決定後～工事着手前 (申請内容に変更がある場合)	⑦工事着手		
	⑧変更(中止)承認申請書提出 ⑪変更(中止)決定通知書受領	↔	⑨変更(中止)承認申請書受理 ⑩変更(中止)決定通知書送付
	⑫工事着手		
<b>&lt;完了報告期限&gt;</b> ・完了日から起算して 30 日を経過した日まで。 ※最終は 3 月 30 日	⑬工事完了 ⑭実績報告書等提出	➡	⑮実績報告書等受理
			⑯審査 (受理から 1 週間で確定)
	⑰確定通知書受領	←	⑱交付確定 ⑲確定通知書送付
	⑳請求書提出	➡	㉑請求書受付
	㉒補助金受領	←	㉓補助金交付(口座振込) (受付から支払まで 1 か月程) ※時期や混み具合により前後しますので、ご了承ください。

### 3. 補助の対象

種類	内容
太陽光発電システム	市内の事業所、自治会集会所及び共同住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置のうち、未使用のもので、建築物に電力を供給するために設置するもの。

### 4. 補助の要件

過去に補助を受けている方は、再度補助を受けることはできません。

### 5. 補助対象者

- ①市内の事業所に太陽光発電システムを設置し、事業活動のみに使用しようとする事業所
- ②市内の自治会集会所に太陽光発電システムを設置し、自治会活動のみに使用しようとする自治会
- ③市内の共同住宅に太陽光発電システムを設置し、共用部で使用しようとする賃貸共同住宅の所有者又は分譲共同住宅の管理組合の代表者

### 6. 補助金額

種類	補助額
太陽光発電システム	太陽光発電システム 1 kWあたり 1 万円（上限 4 万円） ・ モジュール出力は少数点以下 2 桁未満切り捨てで計算 ・ 補助額は千円未満切り捨て

### 7. 申請の手続き

#### (1) 申請書の提出

申請を行うときは、次の必要書類を工事着工日の前日までに沼津市役所 7 階の環境政策課まで直接提出してください。

(代理人が提出する場合は「代理人選任届(第 9 号様式)」が必要となります。)

**受付期間：平成 29 年 4 月 3 日(月)から平成 30 年 3 月 30 日(金)**

**受付時間：8：30～17：15 (ただし、土・日・祝日を除く)**

**※ただし、平成 30 年 3 月 30 日(金)までに、工事を完了して完了報告を行い、すみやかに請求書を提出できる場合に限りです。**

**※3 月中に申請を予定している方は、必ず事前にご相談ください。**

**※予算がなくなり次第終了となりますので、余裕をもって申請してください。**

## 【申請時の必要書類】

①沼津市事業所等太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（第1号様式）
②発電システムの概要書（第2号様式）
③設置しようとする太陽光発電システムに係る見積書の写し又は経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
④設置しようとする太陽光発電システムの形状及び規格を説明できる資料（カタログの写しなど）
⑤沼津市事業所等太陽光発電システム設置費補助金交付申請に係る説明書 ※発電した電力を住宅用に使用しないことを説明する書類です。
⑥太陽光発電システムによって発電した電力を使用する場所等がわかる資料（系統図など） ※資料は、太陽光発電システムによって発電した電力の用途（事業用コンセント、共同灯、浄化槽・・・等）が詳細にわかるものを添付してください。
⑦太陽光発電システム設置前の現況写真（カラー）
⑧太陽光発電システム設置場所付近の地図
☆分譲共同住宅又は自治会集会所の場合は、管理組合又は自治会等の規約等の写しを提出してください。
※平成29年度からは、納税証明書及び確約書の添付は、不要になります。 （ただし、交付申請書提出時に、本補助金を暴力団を利することに利用しないこと、当該申請について市が申請者の個人情報静岡県警察本部に照会すること、市が申請者の市税納税状況及び住所情報について調査を行うことについて、同意していただきます）
☆事業所若しくは自治会館に太陽光発電システムを設置する者で、建築物の所有者が申請者と異なる場合は、当該建築物の所有者の承諾書及び確約書を提出してください。

### (2) 交付決定

申請は先着順に受理します。不備等があった場合は再度書類を揃えてから提出していただきますので余裕を持って申請してください。市の審査の後に、申請者へ「交付決定通知書（第3号様式）」を送付します。

### (3) 工事の着手

補助対象者は、申請書が受理されてから、工事に着手していただいても構いませんが、申請内容を変更する場合は、変更工事着手前に「変更（中止）承認申請書（第4号様式）」を提出してください。

#### 「工事の着手」とは？

太陽光発電システムの設置にかかるすべての工事（足場設置等）を行うこと。

#### (4) 工事の完了・実績報告

工事が完了したときは、完了報告を完了日から起算して30日を経過した日までに沼津市役所7階の環境政策課まで直接お持ちください。

(例：5月1日完了→5月31日まで ただし、5月31日が土・日・祝日の場合は31日より前の開庁日まで)

最終期限は平成30年3月30日(金)ですので、年度末に施工する方はご注意ください。

- ・「完了年月日」とは？ (A) 領収書の領収日
- (B) 電力受給契約申込書の連系日(電力受給開始日)
- もしくは、電力会社が発行した接続契約に関する書類の契約日
- (C) 対象機器の保証書の発行日

#### 【実績報告時の必要書類】

① 沼津市事業所等太陽光発電システム設置実績報告書(第6号様式)
② 設置した太陽光発電システムに係る領収書の写し
③ 電力会社との電力受給契約申込書(もしくは、接続契約日が記載された書類(電力会社発行のもの))の写し
④ 交付決定を受けた機器や材料等について、同一製品であることが確認できる書類(例：機器の保証書、性能証明書、材料の出荷証明書等の写し) ※証明書がない場合は、製品の確認写真(看板に申請機器の品番、申請者氏名等を記載し、工事監督者が指さし確認をしているものが写るように撮影)
⑤ 太陽電池モジュールの配置図
⑥ 工事完了後の写真(カラー)

#### (5) 補助金交付額の確定

完了報告書を受理してから、沼津市の審査を経て、1週間程で交付確定をし、補助金交付額確定通知書を送付いたします。

#### (6) 補助金の請求・支払い

補助金交付確定通知書を受けたら、「補助金交付請求書(第8号様式)」を速やかに提出してください。

#### 8. 取得財産の管理・処分

この補助金により取得した機器等を補助金の目的以外の用途に使用しないこと。

#### 9. 補助事業完了後の市への協力

補助金の交付を受けた方に対して、エネルギー使用状況等の調査やアンケート等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。